子ども医療費助成受給券の更

# い受給券を郵送し

⑬福祉保健課子育て支援係 ☎77-3914

7月31日です。 末に郵送いたします。 現在お使いの子ども医療費助成受給券の有効期限は平成28年 平成28年8月1日以降の新しい受給券は、 7 月

# 成田空港の更なる機能強化 計画段階環境配慮書の縦覧 のお知らせ

成田国際空港㈱は、環境影響評価法 に基づき、「成田空港の更なる機能強 計画段階環境配慮書」をとりまと めました。

# ■縦覧

- ・日時 7月15日金まで ※土・日は除く
- ·場所 総務課空港地域振興係

# ■意見書の提出

環境保全の見地から意見のある方は どなたでも意見を提出することができ ます。

- ・提出締切り 7月15日金
- ※詳しくは、成田国際空港㈱の機能強 化ホームページをご覧ください。ま た、ホームページ上で配慮書の縦覧 もできます。

# ■問合せ

成田国際空港㈱地域共生部エコ・エア ポート推進グループ 2 0476-34-5089

公民館講座

体験会を開催

ムで色付けを行うアートです。ハサミ

フィルムステンド グラスとは、ヨー

ロッパ生まれのリー

ド線で図柄の輪郭を 整え、カラーフィル

# 注意

平成28年1月2日以降に芝山

転入された保護者の方や

更新にあたっての注意

場合は、 今年度の児童手当現況届にて 登録内容 必要はありません。 提出済みの方は、 保険証など)に変更が生じた 届け出が必要です。 (住所、 再度提出

平成28年度所得税確定申告お

よび市町村民税申告が済んで

ませください

手続きを

ぇ

方は、

至急申告をお済

たは

非課税証

崩

書

の提

が必要です。

町村民税所得課税証明書

ま

護者の方は、

平成

28年度市 がある保

芝山町外に住民登録

福祉保健課子育て支援係にて たします。 る場合があります。

該樹木の伐採または枝払い 木などの所有者の皆さまは、 次のような状態が見られ をお る樹 当

-道や歩道

**の** 

部にお

提出や申告が済んでいない ません。 新しい受給券が発行され 方

た場合、 が張り出し、 木の所有者が賠償責任を問 が損傷するなどの事故が発生し ている箇所が見受けられます。 隣接する土地 これらが原因で通行中の車両 民法の規定により、 通行の妨げとなっ から樹木の枝など われ

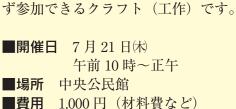
適正な管理をお願いしま

はあなたの財産です す

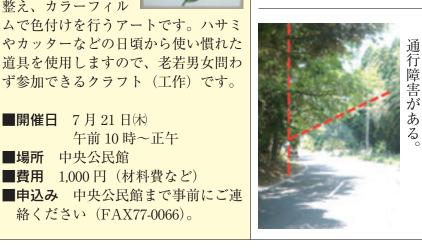
者が賠償責任を問われることがあります。 よる適正な管理をお願いします。 道路上に張り出している樹木の枝などについては、 事故などがあった場合、 所有者に

有

フィルムステンドグラス ⑧ 中央公民館 ☎ 77 - 0066



■申込み 中央公民館まで事前にご連 絡ください(FAX77-0066)。



願いします。 ○樹木や竹が茂り、 路に張り出している。 その枝 が道

○枯れ木や枯れ枝の倒木による

# 原動機付自転車や小型特殊自動車の登録手続き

⑧ 町民税務課 課税係 ☎77 - 3915

原動機付自転車や小型特殊自動車を購入したり、人から譲渡してもらったりした場合、登録手続きが必要です。また、乗らなくなったときや盗難にあったときは、廃車手続きをしてください。

# 新規登録・名義変更の手続き

登録など	手続きに必要なもの
購入したとき	・販売証明書 ・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
譲渡してもらったとき (他市町村のナンバープレートがついている)	<ul><li>・他市町村のナンバープレート</li><li>・標識交付証明書</li><li>・譲渡証明書</li><li>・印鑑</li><li>・本人確認ができるもの(運転免許証など)</li></ul>
譲渡してもらったとき (ナンバープレートはついていない [廃車手続きが済んでいる場合])	・車台番号が分かるもの(廃車受付書など) ・譲渡証明書 ・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
他市町村から転入したとき(他市町村のナンバープレートがついている)	・他市町村のナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
他市町村から転入したとき (ナンバープレートはついていない [廃車手続きが済んでいる場合])	・車台番号が分かるもの(廃車受付書など) ・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)

手続き後、芝山町のナンバープレートと標識交付証明書を交付します。なお、原動機付自転車を改造し排気量を変更された場合には、改造を証明する書類も併せて提出してください。書類を紛失されたなど提出が難しい場合は、原動機付自転車改造申請書を提出してください。

# 廃車・譲渡の手続き

廃車など	手続きに必要なもの
ナンバープレートがある	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
ナンバープレートがない(盗難にあった場合)	・盗難届の受理番号 ・標識交付証明書 ・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)
ナンバープレートがない(紛失、破損した場合)	・紛失届をした場合は受理番号 ・破損した場合は破損したナンバープレート ・弁償金 200 円 ・標識交付証明書 ・印鑑 ・本人確認ができるもの(運転免許証など)

廃車手続きは郵送でも受け付けています。 町民税務課課税係宛に次のものを送付してください。後日、廃車 受付書を送付します。

# <手続きに必要なもの>

- ・軽自動車税廃車申告書兼標識返納書(町ホームページからダウンロード可) ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書 ・返信用封筒 (宛先に住所氏名を記入し、82 円分の切手を貼ったもの)